

事 務 連 絡  
平成27年10月22日

都道府県  
各 指定都市 障害保健福祉主管課 御中  
中 核 市

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部  
障害福祉課地域生活支援推進室

「訪問による生活訓練ガイドライン」について（情報提供）

障害保健福祉行政の推進につきまして、平素より格別のご配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、障害者の生活能力の向上のために必要な訓練等を行う自立訓練については、平成27年度報酬改定において、訪問による自立訓練のみの利用が可能とされたところですが、平成26年度障害者総合福祉推進事業において「訪問による自立訓練（生活訓練）を活用した地域生活支援の在り方及び有期限の施設入所を活用した退院支援に関する研究」を実施し、その中で「訪問による生活訓練ガイドライン」がとりまとめられました。

本ガイドラインは、訪問による自立訓練（生活訓練）の現状や利用対象者、具体的な支援内容、実践的な事例集等を含んだものとなっております。

各自治体におかれましては、本ガイドラインが自立訓練（生活訓練）事業者において有効活用され、効果的な訓練を行うための参考としていただけるよう、管内市（区）町村及び自立訓練（生活訓練）事業者に対し周知を図っていただくようお願いいたします。

（厚生労働省ホームページ：訪問による生活訓練ガイドライン及び上記研究結果報告書）

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000099376.html>

（担当）

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部

障害福祉課地域生活支援推進室 伊藤、石井、麻生

TEL：03-5253-1111（内線 3045）